

大台町宮川特産品加工施設太陽光発電設備導入事業
公募型プロポーザル
仕様書

令和 7 年 6 月

大台町

1. 事業名及び事業場所

- (1) 事業名 大台町宮川特産品加工施設太陽光発電設備導入事業
- (2) 事業場所 三重県多気郡大台町弥起井267番地3

2. 事業内容

- (1) 調査（設備導入に係る現地調査等）
- (2) 改修設計（設備導入に係る建築及び設備設計等）
- (3) 工事（設備導入に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事等）
- (4) 施工管理
- (5) 各種試験の実施、試験成績書作成及び検査の立会等
- (6) 関係機関への許可・届出（工事に必要な許可等含む）
- (7) 環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の公募申請書の作成、実績報告書の作成、導入後の分析及び書類作成等の補助金執行団体から求められる事項の実施
- (8) 導入設備等の引渡し時の取扱い指導及びマニュアル等作成
- (9) 導入設備等の賃貸借
- (10) 10年間の点検保守
- (11) 太陽光パネル等の設置を考慮した建物全体の構造計算
- (12) その他、町から指示のある事項

3. 補助金申請について

対象施設に設置を予定している下記設備について、提案上限額の範囲内で「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」補助金の採択要件に沿った設備等の提案を行うこと。提案事業者は、当該補助金の共同申請者として、公募申請書の作成、実績報告書の作成及び導入後の分析等の補助金執行団体から求められた書類作成等を大台町と協働して行うこととする。

(1) 調査・改修設計・施工監理

提案内容を基本とした設計図書及び工事費内訳明細書等を作成すること。また、工事完了までの間の管理を行うこと。なお、設計図書の作成にあたっては、大台町より対象施設の竣工図書及び各種図面類の貸し出しが可能である。

(2) 対象施設への導入設備工事

対象施設へ下記設備の導入を行う。

ア 太陽光発電設備及び周辺機器

- ・ 設置場所は屋根面へ設置することを標準とする。
- ・ 太陽光発電設備の最大出力は提案による。

イ 蓄電池及び周辺機器

- ・ 設置場所は、高圧受電キュービクル付近へ設置することを標準とする。ただし、大台町防災ハザードマップを参照し、設置にあたっては土砂災害及び浸水想定（0.5m以上3m未満）を十分に考慮すること。
- ・ 蓄電池容量、システム構成等は提案による。
- ・ 設置後、敷地内には、車両が通行出来る幅員を確保すること。
- ・ 災害時に対象設備を適切に制御すること。

4. 工事について

- （1）大台町宮川特産品加工施設の運営に支障がないように工事工程を作成すること。
- （2）契約後、速やかに着手届、工程表、現場代理人届、施工体制台帳、施工計画書等を作成し提出すること。提出書類に関しては大台町と協議をすること。
- （3）仕様書に記載がなくとも、外観上、構造上、また設備上、本事業と関係が認められるものは監督職員の指示に従い、受注者の負担で施工すること。
- （4）工事の施工に先立ち、周知文や周知看板を作成し、周辺住民及び施設職員、施設利用者への周知を行うこと。周知文は、工事場所、工事内容、受注者名等を明記し、監督職員の確認を受けること。
- （5）工事関係車両の出入口における車両の通行は、施設利用者及び周辺交通に危険の及ばぬよう十分安全に努めること。
- （6）電気、水道は監督職員と協議の上、大台町宮川特産品加工施設のものを使用すること。
- （7）工事において設計内容、施工方法、施工手順等の不明瞭な点は必ずあらかじめ監督職員と協議を行い、確認の上施工すること。
- （8）工事範囲外及び工事範囲内の備品、機器等に塵埃等の害を与えないように十分な養生を行うこと。
- （9）工事施工中に破損等をしてしまった場合は、敷地内外を問わずすべて受注者の責任において現状復旧を行うこと。
- （10）工事範囲内はもとより工事範囲外においても車両出入口・周辺道路などの清掃等を行うこと。
- （11）本事業の工事に関わる諸官庁への届出、申請書等は、工事進行上支障のないように

受注者にて手続きを行うこと。また、届出、申請書等の写しを監督職員へ提出すること。

5. 点検保守について

(1) リース期間内は下記の設備について法定点検等を実施すること。

ア 太陽光発電設備及び周辺機器

- ・太陽光発電モジュールの点検（年1回）
- ・接続箱の点検、清掃（年1回）
- ・絶縁抵抗測定、電圧・電流測定（年1回）
- ・保安規定（JEM規格）に基づく点検（年1回）

イ 蓄電池及び周辺機器

- ・蓄電池システムの点検、清掃（年1回）

(2) EMS管理情報を基にした電力使用実績確認とレポート提出（年報）

(3) 導入した設備に不具合があった場合には該当箇所の修繕の見積書を作成し大台町へ提出すること。

(4) 導入した設備の不具合が故意又は過失による損害、暴動による損害、地震等、不可抗力によるもの以外の場合は、受注者の責任において、修繕等を行うものとする。詳細については受注者が加入している新価特約付動産総合保険の適用範囲に基づき、大台町と協議の上対応すること。

6. 打合せ協議

事業実施に当たっては、大台町担当者と十分に打合せを行うこと。なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、十分な連絡調整を行い、協議・打合せ内容について、受注者が打合せ記録を作成して提出すること。

7. 提出図書

本事業における提出図書として、次のものを提出すること。作成した図面のCADデータをDWG、JWW、PDFの電子データで提出すること。なお、成果品は、大台町に帰属するものとし、大台町が管理を行うものとする。

(1) 設計図書

ア 表紙、図面リスト、工事概要

イ 特記仕様書

ウ 各階設備平面図

エ 機器表

オ 構造計算書

作成したア～オまでの図面を紙面で提出する際は、A 3 製本版で3部提出すること。

(2) 工事図書

ア 火災保険、その他の損害保険加入届出書

イ 総合施工計画書

ウ 工事写真台帳

エ 社内検査報告書

オ 完了届

カ 補助金交付申請支援図書

ア～カの工事図書を紙面で提出する際は、A 4 ファイルに綴じ提出すること。

8. 守秘義務

受注者は、大台町が指示又は承諾した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏洩、又は他の目的に使用してはならない。

9. その他

(1) 受注者は、賃貸借契約開始日を待たずに、施工した設備の試運転を認めること。

(2) 工事前に現地調査を十分に行ったうえで施工すること。また、調査等により仕様書等との相違を発見した場合には、大台町に報告すること。

(3) 導入する設備は、製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、大台町と受注者が協議した上で決定する。